

青木村農業用肥料等価格高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナ禍の中、国内情勢の影響により、農業用肥料等の高騰による村内農業者の負担軽減を図り、農業経営の安定に資するため、村内農業者が購入する農業用肥料等の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 青木村に令和4年11月1日現在住所を有する農業者又は事業所を有する農業法人で、生産した農畜産物の販売を行い、主たる収入が農業収入であり、かつ令和2年又は3年の年間売上（農業収入）が50万円以上または経営耕地面積が30a以上の者（以下「販売農家」という。）
- (2) 前2号に掲げるほか、村長が特に必要と認める者

(対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率並びに補助限度額については、次に掲げるとおりとする。

対象経費	補助率	補助限度額
農業用肥料、飼料購入費、動力光熱費	購入費の20%	20万円

- 2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の対象となる対象経費については、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに購入した農業用肥料、飼料の購入費、動力光熱費とする。（令和5年税申告予定の経費）

(交付申請等)

第4条 補助金等の請求をしようとするときは、青木村農業用肥料等価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（請求書）（様式第1号）（以下「交付申請書兼実績報告書（請求書）」という。）によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書又は支払いを証明する書類
- (2) 農業用肥料等の購入の内訳の分かる書類（納品書若しくは購入明細書等）
- (3) 令和2年（2020年）分又は令和3年（2021年）分の確定申告書または住民税申告書のコピー

- (4) 農業所得収支内訳書のコピー（販売農家として販売していることが確認できる書類）
- (5) 振込先の通帳等（金融機関名・支店名・口座番号等がわかるもの）のコピー
- (6) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（交付申請書兼実績報告書（請求書）の提出期限）

第5条 前条に規定する交付申請書兼実績報告書（請求書）の提出期限は、令和5年2月24日とする。

（交付の決定及び確定の通知）

第6条 村長は、交付申請書兼実績報告書（請求書）を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金等交付決定及び交付確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。